

三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 26 年三島市条例第 2 号。以下「条例」という。）及び三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成 26 年三島市規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、土地の埋立て等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(市内で発生した土砂等)

第 2 条 市長は、市外から運搬された土砂等が市内の土地に堆積する場合は、市内で発生した土砂等と認めることができる。

(周知の方法)

第 3 条 事業主等は、次に掲げる場合においては、申請書にその旨の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 利害関係人の行方が知れないことその他の事由により、規則第 2 条の規定による周知をしない場合。
- (2) 利害関係人が遠隔の地に居住していることその他の事由により、規則第 2 条の規定による個別の訪問により周知することが困難である場合において、郵便若しくは信書便又は電話その他の手段を用いるとき。

(災害時における土地の埋立て等)

第 4 条 市長は、災害の発生により土地の埋立て等を緊急に行う必要がある場合を除いては、条例第 6 条の規定による土地の埋立て等を認めることができない。

(適用範囲)

第 5 条 事業区域において発生した土砂等を搬出せず、又は事業区域外において発生した土砂等を搬入しない場合であっても、条例第 2 条第 2 号による土地の埋立

て等とみなして、条例第 7 条の規定を適用する。この場合において、土地の埋立て等に用いる土砂等の量は、切土又は床掘その他の土地の掘削をすることにより発生する土砂等の量と土地の埋立て又は盛土をする土砂等の量との合計とする。

(土砂等の一時保管)

第 6 条 事業主は、次の各号のいずれにも該当する場合において、様式第 1 号による土砂等保管届出書を市長に提出したときは、条例第 7 条第 1 項の規定による土地の埋立て等の許可を受けることを要しない。

- (1) 土砂等の保管の用に供する土地の埋立て等（盛土をする行為に限る。）であること。
- (2) 事業区域の面積が 1,000 平方メートル未満であること。
- (3) 事業区域に搬入し、現存する土砂等の量が 1,000 立方メートル以上にならないこと。
- (4) 原則として、3 年以内に事業区域を原状に復することが確実であること。

2 前項に規定する場合においては、規則第 3 条に定めるところに準じた図書であつて、市長が必要と認めるものを添付しなければならない。

3 第 1 項の届出をした事業主（以下「届出事業主」という。）は、規則第 7 条第 1 項及び同条第 4 項に定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第 2 号による土砂等保管変更届出書を市長に届け出なければならない。

4 市長は、次の各号に掲げる者に対し、その届出の効力の停止を命ずることができる。

- (1) 前項の規定による届出をしない者
- (2) 虚偽の届出をした者

5 条例第 2 章から第 4 章までの規定（第 7 条から第 9 条まで、第 10 条、第 12 条、第 18 条前段、第 19 条から第 21 条まで、第 27 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 28 条並びに第 29 条第 1 項第 1 号を除く。）は、第 1 項の規定による届出の効力を有

する場合において準用する。この場合において、これらの規定中「許可」とあるのは「届出」と、第 26 条第 1 項中「第 18 条から第 21 条まで」とあるのは「第 18 条後段」と、第 27 条第 1 項第 1 号中「第 18 条」とあるのは「第 18 条後段」と、第 29 条第 1 項第 2 号中「第 13 条第 2 項又は第 20 条の規定」とあるのは「第 13 条第 2 項の規定」と読み替えるものとする。

6 第 9 条の規定は、第 1 項の届出をした土地の埋め立て等について準用する。

7 第 5 項において読み替えて準用する条例第 14 条の規定により届出事業主が設けなければならない標識は、様式第 3 号による土砂等保管標識によるものとする。

(事業区域の周辺)

第 7 条 条例第 7 条第 2 項第 3 号に規定する事業区域の周辺とは、事業区域の周囲 10 メートルの範囲をいう。

(通常管理行為)

第 8 条 規則第 5 条第 2 項の通常管理行為は、高さが 30 センチメートル未満の土地の埋立て等をいう。

(技術的基準)

第 9 条 規則別表第 1 の 2 技術的基準の別に定める技術的基準は、静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則（令和 4 年静岡県規則第 24 号）第 11 条の規定及び静岡県が定める土の採取等に関する技術基準を準用する。

(跡地の緑化)

第 10 条 事業主等は、事業完了後の事業区域の利用目的が確定していないときは、緑化計画について、市長と協議しなければならない。

2 事業者等は、跡地を緑化するに際して、事業区域の生態系に即したものを使用するよう努めなければならない。

(施工期間)

第 11 条 市長は、原則として施工期間が 3 年を超えない範囲内でなければ、申請を許可することができない。

(土壌検査基準)

第 12 条 市長は、試料の採取を行うに際して、区分された区域ごとに、おおよそ中心地点を基準として、その中心点とそれを直角に交わる 2 直線上の 5 メートルから 10 メートルの 4 地点の計 5 地点を指定するものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。